

神 奈 川 地 方 最 低 賃 金 審 議 会  
令和7年度第1回特別小委員会  
議 事 録

1 日時 令和7年8月26日（火）午前11時00分から午前11時25分まで

2 場所 横浜第2合同庁舎1階 共用第3会議室

3 出席者（五十音順）

公益代表委員 加藤香織、高井文子、芳野直子

労働者代表委員 阿部嘉弘、佐藤信也  
（欠席 佐俣光男）

使用者代表委員 関口明彦、長谷川幹男、山本弘

4 議題

（1）委員長及び委員長代理の選出

（2）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

（3）その他

### 【事務局：監察監督官】

皆様おそろいですので始めさせていただきます。ただいまから令和7年度第1回特別小委員会を開催させていただきます。

本日は本審に引き続きお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本特別小委員会は公開しております。

傍聴人の方は傍聴に関する留意事項にありますように、賛成や反対の意見を表明するなど、議事進行の妨げとなることはできません。また、スマートフォンなどの通信機器はマナーモードにするなど、円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本日の出席状況についてですが、現時点で9名の委員のうち、8名の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、佐俣委員からは、欠席の連絡をいただいております。

審議に入る前に本日の資料の確認をお願いいたします。

次第の付いたものが資料、及び別冊として、業種ごとの基礎調査結果がございます。御確認ください。

それでは始めに、労働基準部長より一言御挨拶申し上げます。

### 【労働基準部長】

あらためまして、労働基準部長の荒木でございます。

皆様お忙しい中、先ほどの本審に続きまして御審議に御参加いただいておりますこと、まずは御礼を申し上げます。

本日から、特定最賃の審議を皆様方をお願いするところでございます。事務局としましては、皆様方が円滑に審議いただけますよう下支えしてまいりますので、これからの審議、何とぞよろしくをお願いいたします。

### 【事務局：監察監督官】

続きまして、委員長及び委員長代理の選出をお願いしたいと思います。

委員長、委員長代理につきましては、特別小委員会運営規程第4条により公益を代表する特別小委員の中から互選により選出する、ということになっております。

事前に公益代表委員の方々から、委員長には高井委員、委員長代理には芳野委員を推薦いただいておりますが、いかがでしょうか。

### 【各委員】（異議なし）

### 【事務局：監察監督官】

ありがとうございます。皆様の御賛同が得られましたので、委員長には高井委員、委員長代理には芳野委員ということで、よろしくお願ひいたし

ます。

それでは、委員長並びに委員長代理から、一言お願いしたいと思えます。始めに、高井委員長お願いいたします。

#### **【委員長】**

高井でございます。皆様改めまして本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年度に関しましては、中央最低賃金審議会で異例の長期に渡る議論が行われまして、その結果として過去最大の引上げ幅が示されまして、先ほど、神奈川県においても最大の引上げ幅となることが決まりました。

こういった経緯を踏まえましても、最低賃金制度の社会的な重要性や注目度がこれまで以上に高まっているということが改めて認識される所です。

また、特定最低賃金につきましても、産業における労働条件の向上と公正な競争の確保という本来の趣旨に立ち返って実質的な機能を積み重ねていくような必要性が一層増していると感じております。

ただ神奈川県においては、近年、特定最賃の改正がないという結論に至ることが多くなっているかと思えますが、そういった場合においても資料や根拠に基づいた丁寧な検討を行うことがこれまで以上に求められているように思います。

実際、本日お手元に配布いただきましたが、中央審議会からもそういった姿勢が強く要請されております。

そういった背景もございまして、今年、労使双方の皆様から率直な御意見を伺いながら、実りある建設的な議論をしっかりと行っていただけることを期待しております。

公益委員といたしましても円滑な審議の進行と、調整に努めてまいりたいと思えますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

#### **【事務局：監察監督官】**

ありがとうございます。

続いて、芳野委員長代理、お願いいたします。

#### **【委員長代理】**

芳野でございます。充実かつしっかりした審議ができるよう、委員長を補佐して頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

#### **【事務局：監察監督官】**

ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては、高井委員長をお願いしたいと思います。

#### **【委員長】**

それではまず初めに、本日の議事録の確認についてですけれども、私と

労働者側は、阿部委員

使用者側は、関口委員

に確認をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、審議することといたします。

本日提出されている資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

#### **【事務局：賃金室長】**

まず青い別添については、本省から特定最低賃金を審議するに当たって配るように指示があったものです。前にも配っておりますが、またお目を通していただければと思います。

それから青いファイルの説明に移ります。青いタブの1番が委員名簿、2番が運営規程、3番が改正の申出状況の一覧です。

4番と5番はそれぞれの申出となっております。本審でも説明しましたが申出時点においては、それぞれ合意定数を達成していることになっております。

6番、「ボイラー・原動機、一般産業用機械等製造業」については取り下げの書面が昨日に提出されましたので説明します。今回の改正最低賃金額1,225円を下回る組合員労働者を除外した結果、新設に係る公正競争ケースの比率、おおむね3分の1を満たさなくなったので取り下げるという経緯です。

#### **【委員長】**

それでは今回は、「ボイラー・原動機、一般産業用機械等製造業」の申出段階から取り下げの事実がございますので、これを認めて、審議は行わないこととしてよろしいかと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

#### **【各委員】** (異議なし)

#### **【委員長】**

それでは新設決定の申出のあった、ボイラー・原動機、一般産業用機械等製造業最低賃金につきましては、取り下げにより審議を行わないことといたしまして、その旨を本審に報告することといたします。

続きまして、ほかの資料説明について、お願いします。

#### **【事務局：賃金室長】**

青いタブの7番、令和7年の全国の特定最賃の状況を北海道から順番に記載しております。右側の時間額の横に米印があるものは、地域別最賃の

方が高くなって埋没しているものです。特定最賃の総数で 224 種類となりまして、そのうち 90 種、40.1 パーセントが地域別最賃に埋没しております。最も高いのは千葉の鉄鋼業 1,147 円ですけれども、神奈川の 1,225 円を 78 円下回っております。

赤いタブの別添は、基礎調査結果ですけれども、この後、監察監督官の方から説明させていただきます。

#### 【事務局：監察監督官】

それでは、別添の、最低賃金に関する基礎調査結果の御説明をいたします。

六つの産業についてそれぞれございますが、構成は全て同じですので、一つの産業を説明いたします。

赤い色のインデックス番号 2 番を御覧ください。「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に係る調査結果です。

1 枚めくっていただきますと、調査の概要が記載されております。県最賃の調査も兼ねて行っておりますので、基本は同じです。今年の 6 月 1 日現在の賃金水準を調べております。

対象地域は神奈川県全域、産業は日本産業分類に定める産業のうち、E28、E29、E30 の三つの産業、事業所は 100 人未満の常用労働者を雇用する民間事業所から一定数を抽出して調査を実施しております。

対象労働者は当該産業の特定最低賃金が適用される 18 歳以上 65 歳未満の方で、そのうち特定最賃の適用除外となる雇入れ後 1 年未満の者、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務従事者、手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務従事者は、調査から除外しております。

そして、その集計結果を、全労働者及びパート労働者に分類し、賃金階級別、累積労働者数、累積構成比を規模別・男女別及び年齢別にまとめ、集計したものを、総括表としてとりまとめております。

なお復元の母数は令和 3 年経済センサスの令和 4 年次例を用いております。

続いて総括表の説明に移ります。目次の次からが総括表です。総括表の 1 ページ目を御覧ください。パートを含む全労働者の事業所規模別・年齢別の表になっております。賃金額の刻みは 1,262 円までが 1 円刻み、それ以降はそれよりも大きい刻みとしております。表の左上の合計 20,567 人が復元した調査対象の特定最賃が適用される労働者数です。オレンジ色の部分が現在の最賃額未満 1,161 円以下の労働者数とその割合で未満率は

2.4 パーセントになります。

続いて裏面の2ページ目の黄色の部分が改正後の最賃額1,225円未満の労働者数と割合で、影響率は15.9パーセントになります。

そして3ページ目の青色の部分が当該産業の労働協約上の賃金の最も低い賃金額1,255円の階層で、1,254円以下での未満率は19.9パーセントになります。

5ページ目はパートを含む全ての労働者の男女別・年齢別の表。

9ページ目以降はパート労働者のみの表となっております。

それでは、9ページを御覧ください。左上の数字3,189人が特定最賃の適用されるパート労働者の人数合計となっております。オレンジ色の欄が現行の最賃額未満の累積パート労働者数で、未満率は10.5パーセントです。

10ページの黄色の欄が今回の地域別最低賃金の改正に伴う影響率で、66.7パーセント。

11ページの青色の部分が、この産業の労働協約上の賃金が最も低い賃金額1,255円の階層で、未満率は1,254円以下で75.6パーセントとなっております。

最後にインデックス番号7を御覧ください。申出のありました6業種の令和2年度から経年の特性値を一覧にしております。下から2番目、水色の色付け部分が令和7年度の数字で、電気機械は右から3列目になっております。第1・20分位は全体を20等分した時の下から1番目、5パーセントラインにいる人の賃金、中位数は真ん中の人の金額を示すもの、が特性値となっております。

以上で説明を終わります。

#### 【委員長】

ただいまの説明について、皆様から御質問ありますでしょうか。

#### 【加藤委員】

基礎的な質問になるのですが、青色の、労働協約上の最低金額1,255円というのが、どういうものを意味しているのか、もう少し説明をお願いできるでしょうか。

#### 【事務局：監察監督官】

青色タブの5（1）の電気機械器具等製造業最賃の申出書、その裏面の申出の理由の最終行のところですか。労働組合と会社とのいろいろな労働協約が締結されている中で、そのうち一番低い金額で締結している金額の、時間当たり額が1,255円ということになります。

#### 【加藤委員】

わかりました。ありがとうございます。

**【委員長】**

ほかに何か質問等ございますでしょうか。

**【関口委員】**

赤いタグ7番の中の、「自動車・同附属品製造業」について、令和2年度から6年度までずっと空欄になっている意味を教えてください。

**【事務局：大屋監察監督官】**

空欄は、申出がなかった、ということです。

**【関口委員】**

令和2年より前に、いつ申出があったかはわかりますか。私も前任者の記録を調べますが、何年もなかったのが急に出てくるほど業界の景気が良いのか気になりますので。

**【事務局：監察監督官】**

調べて、後ほど皆様にメールでお知らせさせていただきます。

**【委員長】**

ほかに御質問等、いかがでしょうか。

**【各委員】** (意見なし)

**【委員長】**

それでは、特定最低賃金の改正及び決定申出につきまして、労働側で何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

**【阿部委員】**

今日の段階のコメントということで、取下げが1件ありましたけれども、今日いただいた資料の青いタブ5(3)「電線・ケーブル製造業」の、労働協約上の賃金の最も低い額が1,212円ですので、1,225円ベースに合わせるため、後ろのページにある労働協約の単位組織一覧表での、金額が低い岡野電線を対象外として再計算してクリアできるものを再度上げてくることも考えてきてくれるのかなと思いますので、そういったところも、申請者との調整をさせていただきながら、参考人の皆さんたちの招集など、引き続き対応をしっかりと図っていきたいと思っています。

**【委員長】**

ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたけれども、使用者側で何か御質問等ございますでしょうか。

**【関口委員】**

阿部委員のお話にあった、「電線・ケーブル製造業」の流れを教えてください。

**【事務局：監察監督官】**

労働組合を除外する修正をかけて、適用労働者数も減りますので、さらにそちらにも修正をかけることとなります。

**【関口委員】**

修正を出してこない可能性はありますか。

**【阿部委員】**

その可能性はないと思います。

**【高井委員長】**

ほかに、説明の補足や、御質問等ございますでしょうか。

**【各委員】** (意見なし)

**【委員長】**

よろしいでしょうか。

それでは審議に入らせていただきたいと思います。

そうしますと、改正の申出が1業種、新設の申出が4業種ということでよろしいでしょうか。

それではまず、必要性の有無の審議の進め方等について事務局から説明をお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

審議の進め方につきましては、昨年と同様に、労使それぞれの参考人から御意見をお伺いして、その後、公益委員と労使各側委員とで個別協議をしていただき、意見が一致しない場合には特別小委員会をいったん中断して、労使間による協議をしていただきたいと思います、と考えております。

時間については労使間協議の時間を30分位とさせていただいて、労使間協議終了後に特別小委員会を再開して、それから継続審議をするかどうかの協議結果を御報告いただき、閉会するという形で進めさせていただきたいと思っております。

場合によっては、1日に2業種の審議かできるかなということもありますので、そのように進めさせていただきたいと思っております。

**【委員長】**

労使とも、この進め方について、よろしいでしょうか。

**【各委員】** (異議なし)

**【委員長】**

それでは、特別小委員会の必要性審議については、今事務局から説明された進め方で、審議を行っていきたいと思います。

次に、日程調整の進め方などについて、事務局から説明をお願いします。

**【事務局：監察監督官】**

はい、既に委員の皆様のご都合はお伺いしておりますので、参考人の方々の御都合の確認ができ次第、なるべく早い時期に日程をお示ししたいと考えております。

**【委員長】**

日程調整について皆様から御質問等ございますでしょうか。

**【各委員】** (意見なし)

**【委員長】**

よろしいでしょうか。

それでは、労使委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただくことになるかと思っておりますけれども、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、中央の資料の方もございますけれども根拠に基づいた実績から議論をしてみたいと思っておりますのでその辺りも念頭に置いて御準備いただければと思います。

予定しておりました議事は以上ですけれども、ほかに何かございますでしょうか。

**【各委員】** (意見なし)

**【委員長】**

よろしいでしょうか。

それでは、これで第1回目の特別小委員会を終了いたします。ありがとうございました。